

「(仮称) 仙台市デジタル手続条例 (案)」に ご意見をお寄せください

1. 背景

コロナ禍等を契機として行政分野全体においてデジタル化のニーズが高まる中、本市では、令和3年6月に「仙台市デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた様々な取り組みを進めております。

こうしたデジタル化の施策の一環として、市民の皆様の利便性を一層向上させるよう、各種の行政手続をオンライン化するためのルールを定める条例を設けることといたしました。

2. 条例制定の基本的な考え方

- オンラインで行った手続を、これまでの書面による手続きと同等に扱うことができます。
- オンライン化の包括的なルールを定めることで、迅速なオンライン化に対応できるようにします。

3. 条例 (中間案) の概要

(1) 目的

この条例の目的を、手続オンライン化に必要な事項を定めることで利用者の利便性の向上と行政運営の効率化を図り、市民生活の向上に寄与することとします。

- この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とします。

(2) 定義

この条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにします。

- 「条例等」とは、市の条例及び規則、委員会規則、企業管理規程、その他市の機関の定める規則その他の規程、本市の処理に委任された手続等に関する宮城県の条例及び規則をいいます。
- 「市の機関等」とは、次に掲げるものをいいます。
- 市長、執行機関その他の機関又はこれらに置かれる機関
- 市の補助機関（副市長、会計管理者など）
- 市の公の施設を管理する指定管理者
- 「書面等」とは、書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。
- 「署名等」とは、署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいいます。
- 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいいます。
- 「申請等」とは、申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいいます。
- 「処分通知等」とは、処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいいます。
- 「縦覧等」とは、条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいいます。
- 「作成等」とは、条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいいます。
- 「手続等」とは、申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいいます。

(3) オンラインによる申請等

申請等をオンラインで行う際のルールを定めます。

- 申請等のうち、個別の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、個別の条例等の規定にかかわらず、オンラインシステムを使用して行うことができます。
- オンラインシステムを使用して行われた申請等については、個別の条例等に規定する方法により行われたものとみなします。
- オンラインシステムを使用して行われた申請等は、市の機関等のコンピュータサーバーに備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなします。
- 申請等のうち個別の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを、オンラインシステムを使用して行う場合には、個別の条例等の規定にかかわらず、マイナンバーカードを利用した公的個人認証などをもって代えることができます。
- 申請等をオンラインシステムを使用して行う場合には、その申請等にかかる使用料及び手数料の納付についてもオンラインにより納付することができます。
- 申請等にあって、対面による本人確認や原本の書面等が必要な場合など申請等のうちに、オンラインシステムを使用して行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合には、申請等のうちそれ以外の部分についてオンラインで行うことができます。

(4) オンラインによる処分通知等

処分通知等をオンラインで行う際のルールを定めます。

- 処分通知等のうち、個別の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、個別の条例等の規定にかかわらず、オンラインシステムを使用して行うことができます。ただし、当該処分通知等を受ける者がオンラインシステムを使用して受ける旨の表示をする場合に限り、適用されます。
- オンラインシステムを使用して行われた処分通知等については、個別の条例等に規定する方法により行われたものとみなします。
- オンラインシステムを使用して行われた処分通知等は、その処分通知等を受ける者のコンピュータサーバーに備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなします。
- 処分通知等のうち個別の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを、オンラインシステムを使用して行う場合には、個別の条例等の規定にかかわらず、規則等で定める方法をもって代えることができます。
- 処分通知等にあたって、対面による本人確認や原本の書面等が必要な場合など申請等のうちに、オンラインシステムを使用して行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合には、処分通知等のうちそれ以外の部分についてオンラインで行うことができます。

(5) 電磁的記録による縦覧等

縦覧等をデジタルデータにより行う際のルールを定めます。

- 縦覧等のうち個別の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、個別の条例等の規定にかかわらず、デジタルデータにより行うことができます。
- デジタルデータによって行われた縦覧等については、その縦覧等に関する個別の条例等の規定により書面等により行われたものとみなします。

(6) 電磁的記録による作成等

台帳や調書といった書面等の作成や保存をデジタルデータにより行う際のルールを定めます。

- 作成等のうち個別の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、個別の条例等の規定にかかわらず、デジタルデータにより行うことができます。
- デジタルデータによって行われた作成等については、その作成等に関する個別の条例等の規定により書面等により行われたものとみなします。
- 作成等のうち個別の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを、デジタルデータにより行う場合には、個別の条例等の規定にかかわらず、規則等に定める方法をもって代えることができます。

(7) 適用除外

オンライン化を行うことが適当でない手続については、本条例の規定は適用しないこととします。

- 次に掲げる手続等については、3から6までの規定内容は、適用しません。
 - ・ 手続等のうち、対面で申請等を行う必要があること、書面等の原本により処分通知等を行う必要があること、その他の事由によりオンラインシステムを使用して行うことが適当でないもの
 - ・ 手続等のうち、個別の条例等の規定においてオンラインシステムを使用して行うことが規定されているもの

(8) 添付書面等の省略

手続に必要な添付書類について、条件を満たす場合には省略可能とします。

- 申請者等の住民票の写しなど、個別の条例等の規定において添付することが規定されているものについては、その条例等の規定にかかわらず、市の機関等における情報連携などにより確認又は参照することができる場合には、添付を省略可能とします。

(9) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表

手続のオンライン化の状況について、ホームページ等で公表することとします。

- オンラインシステムを使用して行うことができる申請等及び処分通知等の状況について、インターネット等により随時公表します。

(10) 委任

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

4. 条例（案）に関する意見募集

【提出方法】

条例（案）に関するご意見、住所、氏名（団体の場合は団体名、所在地、代表者名）をご記入のうえ、下記のいずれかの方法により、令和4年9月22日（木曜）から令和4年10月21日（金曜）までに、仙台市まちづくり政策局行政デジタル推進課までご提出ください。

- (1) 市ホームページのみやぎ電子申請サービス
右の二次元コードを読み取り、市ホームページの「みやぎ電子申請サービス」へのリンクをクリックし、入力してください。



(<https://www.city.sendai.jp/joho-kikaku/shise/security/johoka/digital-ordinance-pub.html>)

- (2) Eメール
kik002070@city.sendai.jp（件名に「条例中間案意見」とご記入願います）
- (3) 郵送
〈送付先〉〒980-8671（住所記入不要）仙台市まちづくり政策局行政デジタル推進課
- (4) ファクス
〈送付先〉022-214-8136

※ 障害などの理由により1～4の方法による提出が難しい場合は、可能な提出方法についてご相談ください。

【募集期間】：令和4年9月22日（木曜）～令和4年10月21日（金曜）【必着】

いただいたご意見は、個人が特定できない内容に編集し、ご意見に対する市の考え方と併せて後日、市ホームページ等で公表する予定です。

また、ご記入いただいた個人情報は、本意見募集の目的の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

※ いただいたご意見について個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

仙台市まちづくり政策局デジタル戦略推進部行政デジタル推進課（二日町第三仮庁舎3階）
電 話：022-214-1264
ファクス：022-214-8136
Eメール：kik002070@city.sendai.jp